

市税の納税通知書を送付

通知書が届いたら、内容を確認してください。

納税通知書	送付時期
固定資産税・都市計画税	4月初旬
軽自動車税種別割	5月初旬
市民税・県民税(普通徴収)	6月初旬

市税の納付場所

市税は次の場所で納付できます。

- 市内に本・支店がある金融機関
 - 市本庁舎、各総合支所・出張所
 - 三重県、愛知県、岐阜県、静岡県内のゆうちょ銀行・郵便局(催告書などを除く)
 - コンビニエンスストア
 - スマートフォンなどの専用アプリ
- ※次のような納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォンなどの専用アプリでは利用できません。
- 納期限が過ぎている
 - 納付書1枚当たりの金額が30万円を超える
 - 破損・汚損などでバーコードが読み取れない
 - 納税用バーコードが印刷されていない(催告書など)
 - 金額を訂正したり、金額を書き加えたもの

市税の納付には 便利で確実な口座振替を

市税の納付は、口座から自動的に納付できる口座振替をご利用ください。納期ごとに納める手間も省け、納め忘れることもありません。手続きは、納期月の前月末までに、取扱金融機関で行ってください。4月中に手続きを行うと固定資産税・都市計画税は第2期、軽自動車税種別割は全期、市民税・県民税(普通徴収)は第1期からの口座振替となります。

対象税目 固定資産税・都市計画税、軽自動車税種別割、市民税・県民税(普通徴収)

手続きに必要なもの

- 振替を希望する口座の預貯金通帳
- 通帳に使用している届出印
- 口座振替を希望する市税の納税通知書

※口座振替依頼書については、市内の取扱金融機関に備え付けてあります。市外で手続きをする場合は郵送しますので、収税課までご連絡ください。

取扱金融機関

ゆうちょ銀行および以下の本店、各支店、各出張所

百五銀行、三菱UFJ銀行、みずほ銀行、りそな銀行、三重銀行、第三銀行、中京銀行、桑名三重信用金庫、津信用金庫、東海労働金庫、津安芸農業協同組合、三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合、三重県信用農業協同組合連合会、三重県信用漁業協同組合連合会

振替方法

- 期別振替
各納期限ごとに期別税額を引き落とし
 - 全期前納振替
第1期の納期限に年税額を引き落とし
- ※再振替は行っていませんので、残高不足にはご注意ください。口座振替ができなかった場合は納付書が送付されますので、早急に納付してください。

納税は忘れずお早めに

税金は納期限内に忘れずに納付しましょう。

納期限内に納付がない場合

- 納期限後20日以内に督促状が発送され、督促手数料80円を合わせて納付することになります。
- 延滞金が加算される場合があります。
- 津市の「納税催告センター」から電話で納税催告の連絡を受ける場合があります。
- 督促状の納付指定期限までに完納されないと、財産の差し押さえなどの滞納処分をすることになります。

振り込め詐欺に注意！

税務職員を装い、現金自動預払機(ATM)などを操作させ、振り込みを行わせる振り込め詐欺の被害が発生しています。

津市では、納税のために金融機関の口座を指定して振り込みを求めたり、還付金受け取りのために現金自動預払機の操作を求めたりすることはありませんので、ご注意ください。

問い合わせ 収税課 ☎ 229-3135・3136 FAX 229-3331